

# 幼 稚 产 業 論 と 開 發 論

宮 川 典 之

## Infant Industry Argument And Development Theory

Noriyuki Miyagawa

### Abstract

So far I argued infant industry argument in the context of economic doctrinal history. In other words, I overviewed the achievements of A. Hamilton and F. List. In this paper, I discuss the essence of the ways of thinking of the main stream school from the point of view of development theory. The implications of Mill-Bastable-Kemp's tests are reconsidered in terms of the discipline. Thus their aspects are criticized in terms of dynamic capturing of infant industry in the sense that those emphasize only the entitlement to infant industry and that they lack considering the process of catching up forerunner. However, their doctrine are grasped in the frameworks of partial and general equilibria. And in the context of development theory, A. O. Hirschman's linkage effects are very useful, because he stressed the external economy in the *Strategy* which formed a kind of import substitution industrialization. I confirm that point links up with infant industry argument.

Key words: Infant Industry, Mill-Bastable-Kemp's Tests, Import Substitution Industrialization, Likage effects, External Economy.

### I 序

筆者はこれまで、保護主義の系譜における幼稚産業論の形成過程について、経済学史を築いてきた代表的な思想家たちの視角を中心に論じてきた<sup>(1)</sup>。本稿では、いまでは主流派の新古典派のなかに包摂されているそれを再検討し、そして開発論におけるその真の位置づけを試みたいとおもう。

さしあたり幼稚産業をどのように捉えるかについて、やや広い視角からふりかえってみよう。

幼稚産業論がその一種として位置づけられる保護主義の起源についてみると、かのA. スミス (A. Smith) によって徹底的に批判された重商主義 (mercantilism) までさかのぼる。こ

こではその具体的な政策論についてみることはせず、市場システムにたいする国家介入の一形態として捉えることとする。ここでいう市場システムとは、スミスによって代表される夜警国家論としても知られるような、「国家は介入を極力慎むべし」というスタンスを含意する。一社会の経済領域においてどのくらい市場システム化が浸透しているかを測るばあい、国家介入の程度が問題となる。国内と国際との両面におけるいわゆる規制のおおきさがそうなのであって、ここで問題としている国際面においては保護政策もしくは保護手段がそれに相当する。

前述のように、国際貿易の分野における国家介入の最初の形態が重商主義であった。それは自給自足体制（autarky）でもなく、いまでいうところの典型的な保護主義にみられる輸入関税政策のみにとどまらず、自國の主要産業（その国が国際政治経済上の勝利を収めるために絶対的に重要であると措定した産業、すなわち結果的にその国に莫大な貿易黒字をもたらし、その国に圧倒的な富裕をあたえてくれるもっとも有望な産業）をありとあらゆる手段を用いて保護しようとするひとつのシステムであった<sup>(2)</sup>。他方において、それと前後して歴史の舞台に登場した思想が重農主義（physiocracy）であった。これらふたつの教説の葛藤をとおして生誕したのが国際貿易論におけるスミスの立場であったし、さらにそこから影響を受けたとされる幼稚産業論のプロト・タイプとしてのA.ハミルトン（A. Hamilton）による「製造工業に関する報告書」（1791年）が提出された経緯については、すでに前稿でみた<sup>(3)</sup>。さらに後発国ドイツの立場からそれを発展させて論じたのが、F.リスト（F. List）だったことはいうまでもない<sup>(4)</sup>。かくしてこうした事情をおおまかに系統たてるなら、次のようになる。すなわち幼稚産業論が産まれるにいたった思想的背景は、圧倒的な保護主義を意味した重商主義と、土地基盤型経済を称揚する重農主義、これらふたつの教説を土台として自由貿易の優位を説いたスミスの『国富論』（1776年）に求められ、そしてそこからハミルトンの『報告書』が、さらにリストの『経済学の国民的体系』（1841年）がそれぞれ生誕するにいたつたのである。その後幼稚産業論の文脈に登場してくる学者たち——J.S.ミル（J.S. Mill）、C.F.バステーブル（C.F. Bastable）およびM.C.ケムプ（M.C. Kemp）——は、先の両者によって定礎づけられた基本的考え方をさらに補完する役割をはたした、とみなしてよいだろう。ただしここで留意しなければならないのは、かれらによる補完過程の段階で、この幼稚産業論はしだいに主流派の枠のなかに組み込まれるにいたつたことである。いい換えるなら、基本的考え方としては自由貿易主義の立場ではあるけれど、ある程度許容される保護主義として幼稚産業論は認められること、すなわち国際競争力が身についた段階で国家による保護の手をはずして当該産業を独り立ちさせねばならないこと、などが明示されることになったのだ。むろんこうした発想は、スミスの立場がその根底に根づよく流れていたことを想いおこすと、必然のこととして捉えられなくもない。

そこで厳密には、新古典派の枠内では幼稚産業としていかなる要件がみたされねばならぬ

## 幼稚産業論と開発論

いだらうか。現在この学派を代表するひとりとして著名なG.M.マイヤー（G.M. Meier）による解説によれば、次の諸要件がみたされる必要がある<sup>(5)</sup>。

- (i) 不可逆的な技術的外部経済が創出されるが、それを保護の対象とされる産業が一手に握ることはできない。
- (ii) 保護の対象期間は限定される。
- (iii) 保護によって当該産業は経済費用をじゅうぶん低下させることができとなり、その結果その他の投資に振り向けたばあい得られるであろうと想定されるものに等しい経済的収益率が稼得され、それによって当該産業の当初の超過費用は弁済されることになる。

(i)についてマイヤーはこうのべる。幼稚産業保護が正当化されるのは、幼児が成長するまでに損失が生ずるということではなくて、習得過程に関連してくる外部経済という事実によるのであって、社会的観点からは過少生産状態がみられるばあいであると<sup>(6)</sup>。この問題はすでにミルによって、力説されていたことでもある<sup>(7)</sup>。(ii)については、当該産業の保護期間を幼児段階から老人になって老衰するまで保証しないという趣旨である。そして(iii)は、将来期待される便益はそれを生みだすのに必要な現在の政策費用を、現在価値で測ったばあい、相殺して余りあるものでなければならない、ということを含意する。これらの諸点をめぐって、これまで内外で幾多の議論がなされてきた。それもほとんど主流派内でのことであった<sup>(8)</sup>。帰結を先取りしていうなら、なんらかの事情により自由貿易が最適ではないばあい、幼稚産業を保護するための最適政策は、最善の策として歪みの源泉を除去することを狙った生産補助金政策であり、次善の策が関税政策——これは部分均衡分析の枠内でもみたばあい、消費者余剰において死重的損失が生ずるつまり消費と生産の両サイドにおいて歪みが生ずる——であり、最後に最も回避すべき政策もしくは回避したほうが望ましいとされる政策として数量規制があげられる<sup>(9)</sup>。最後の政策措置が劣位とされる主要な論拠は、関税政策のばあい関税収入が国庫に入るのにたいして、割当利潤が特定の輸入業者に入ることに加えて輸入許可証が発行されるときレントシーキングといった社会的費用をともなうことに求められた<sup>(10)</sup>。

厳密な類別化をともなう分析の俎上にのせてさらに抽象化の過程をすすめるなら、こうした政策ランキングはいくらかの修正を迫られようが、前段でのべたことがらは、主流派における貿易の純粹理論の分野では最大公約数として位置づけられるであろう<sup>(11)</sup>。

さて次節において、幼稚産業論についての主流派における扱いのエッセンスをみるとしよう。ただし本稿での筆者の目的は、開発論におけるこの議論の適用可能性問題を検討することと、途上国のじっさいの開発政策として実践された輸入代替工業化政策とのかかわり

を考察すること、さらに開発論の文脈のなかでこの議論の今後の可能性についてひとつの展望をあたえることである。

### 注

- (1) 拙稿「リスト、ヴェーバーの分析視角と開発論」『岐阜教育大学紀要』第33集、1997年2月、181-213ページ、および同じく「A.ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論」『岐阜教育大学紀要』第34集、1997年9月、95-121ページ、をそれぞれ参照。
- (2) いくらかの批判がみられたとはいえ、包括的かつ具体的にこのシステムについて叙述したのは、やはりスミスであった。Cf. Smith, A. (1789) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, in 3 vol., 5th ed., London [大河内一男監訳『国富論』中央公論社、1988年]. とくに邦訳書の第4篇第1章「商業主義または重商主義の原理について」を参照のこと。
- (3) 注(1)にあげた拙稿を参照。
- (4) Vgl. List, F. (1841) *Das nationale System der politischen Ökonomie*, Stuttgart und Tübingen [小林昇訳『経済学の国民的体系』岩波書店、1970年].
- (5) Cf. Meier, G.M. (1987) 'infant industry', in Eatwell, J. et al. eds., *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, London: Macmillan, pp.828-830.
- (6) Ibid., p.829.
- (7) Cf. Mill, J.S. (1848) *Principles of Political Economy with Some of their Applications to Social Philosophy* [戸田正雄訳『経済学原理』春秋社、1939年]. 邦訳書第5巻210-211ページ参照。
- (8) たとえば日本における論争のひとつに、貿易の純粹理論の枠組み内で論じる山本繁綽教授と開発論の文脈で論じる村上敦教授とのあいだで繰り広げられたものがある。山本繁綽「幼稚産業保護論について」(同『貿易政策の理論』東洋経済新報社、1974年), 37-54ページ、および村上敦「幼稚産業保護論の再検討」(同『開発経済学』ダイヤモンド社、1971年), 99-121ページ、をそれぞれ参照。
- (9) この政策ランキングに関する包括的な解説については、拙著『開発論の視座——南北貿易・構造主義・開発戦略——』(文眞堂、1996年)の第9章「ストルパー＝サミュエルソン定理と途上国の貿易政策」(243-260ページ) 参照。
- (10) Cf. Krueger, A.O. (1974) "The political economy of the rent-seeking society", *American Economic Review* 64 (3): 291-303.
- (11) より詳細な類別化にもとづく分析については、W.M.コーデンによるものがある。Cf. Corden, W.M. (1984) "Normative theory of international trade", in Jones, R.N. et al. eds., *Handbook of International Economics*, vol.1, Amsterdam: North-Holland, pp. 63-130.

## II 主流派における幼稚産業論の公準

開発論において幼稚産業論を正しく位置づけるには、この議論は主流派たる新古典派のなかでどのように議論されてきたかについて、みておく必要があろう。この面での方向性についてはすでに前節で簡単に触れておいたが、関連学会で共通に認識されているのは前述のごとく、ミル＝バステブル＝ケムプの路線である<sup>(1)</sup>。一般的にはミル＝バステブル＝ケムプのテストとよばれる。

そのエッセンスを簡単にのべるならば、次のようになる。まずミルの視点は、保護の対象たる幼稚産業として措定されるのは、当初の段階では比較劣位にあるものの一定の保護期間を経て——学習による習得過程を経て——比較優位をもつようになる産業であって、それを見いだすことの重要性にある。そしてバステーブルによって追加された要件は、最終的に得られる利益が保護期間に犠牲とされる損失を上回ることが必要だというにある。最後にケムプによって提示された要件は、かねてから認識されていた習得効果について企業の内部経済化と外部経済化とを識別することをとおして、後者の外部経済化のケースにかぎって幼稚産業としての資格を有するというにある。むろんこれらの諸要件をみたす産業にたいして一定期間の保護を供するが、比較優位をもつようになったら自由貿易にもどすべきことはあきらかであろう。またこれらのことからは、前節でみたマイヤーによって整理された諸要件と符合することにも留意しておきたい。すなわちミルのばあいは(ii) (iii) に、バステーブルのばあいは(iii) に、さらなる追加要件としてのケムプのばあいは(i) に、それぞれ対応していることがわかる。

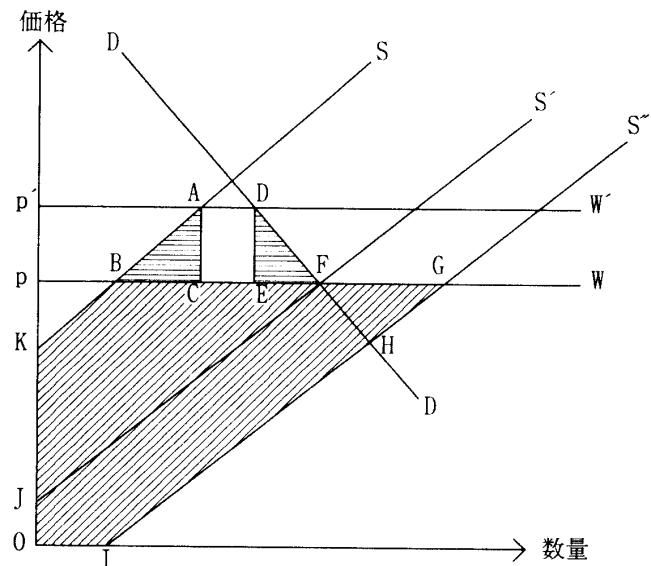
さてハミルトンとリストによって18世紀から19世紀前半に提示された幼稚産業としての認識が、古典派のミルからケムプにいたるまで、その資格としてみたされるべき要件をしだいに追加していくたプロセスが簡単に顧みられたが、これらの諸要件についての問題を主流派はどのように抽象化していっただろうか。それについて——いまでは貿易論を専攻する学徒にとっては常識レベルのものになってはいる——も、ここで簡単に回顧してみよう。

まず、おなじみの消費者余剰と生産者余剰の概念を用いた部分均衡分析が有用である。ただしここで注意しなければならないのは、幼稚産業論はほんらい動学的な議論なのだがここで用いられる分析用具は静学の域をでないということをあらかじめ留保しておかねばならないことである。いい換えるなら、図に表わされる余剰部分は想定される時間の経過にしたがって累積されるものとして捉える必要がある。そうすることによっていくらか近似できるものとして、ここでは捉えることとする。さらにいうなら、じっさいの途上国の経済発展問題を念頭におけば、すでに一般的に比較優位にある部門としては国際商品を生産するなんらかの一次産品部門であろうし、この想定される段階で比較劣位にあるけれど一定期間の保護をとおしていずれ比較優位をもつようになる部門はなんらかの労働集約的な工業部門であることをなどを、明示すべきであろう。

図II-1によって、そのような事情が説明される。ここで取りあつかっている部門は開発論の文脈でみて輸入代替工業部門であることはあきらかであろう。とうぜんながらこの部門が幼稚産業であると想定されている。よりじっさい的にはなんらかの労働集約的工業部門とみなせるだろう。さて、この図に示されている文字は次のとくである。横軸に平行なPW線は自由貿易下の世界からの供給曲線であり、PP'は保護関税率を示している。したがって幼稚産業の保護によって生ずる消費者余剰の損失のうちどうしても取り戻せない部分が、

ふたつの三角形ABCとDEFで表わされる死重的損失部分である。この図は禁止的でない一般的な保護関税のケースを表わしているので、四角形ACEDの部分は関税収入を示す。台形ABPP'によって示される領域はこの保護によって生ずる生産者余剰の增加分であって、犠牲にされた消費者余剰の一部に取ってかわった部分である。かくして幼稚産業（すなわち輸入代替産業）の保護によって失われる消費者余剰の損失分（台形DFPP'によって表わされる）のうち、生産者余剰の増加分と関税収入によって埋められない領域が死重的損失としてふたつの三角形によって示されることが確認された。ただしここでは保護関税の賦課のケースを想定しているが、とうぜん数量規制のケースも考えられる。そのようなばあいは、関税収入に相当する四角形の部分が特定の輸入業者の利潤と化すであろう。さらにはいうなら、A.O.クルーガー（A.O. Krueger）によってあきらかにされたことだが、そのプロセスに輸入許可証が発行されるばあいはレントシーキングがともなうことになろう<sup>(2)</sup>。なお禁止的関税のケースでは、P'W'線は需要曲線と供給曲線との交点を通ることになるので、死重的損失はそれだけおおきくなるであろう<sup>(3)</sup>。

図 II-1



次にこの幼稚産業が習得過程を経て成長し、ある程度の競争力をもつようになるとしたらどうなるだろうか。図II-1では、まず供給曲線がKSからJS'へシフトすることによって示されている。そのばあい幼稚産業は世界レベルの生産費構造をもつようになり、当初の段階の保護措置は撤廃される。その結果あきらかに死重的損失は消滅し、消費者余剰は自由貿易ケースのおおきさに戻り、生産者余剰もおおきく変容する。後者のばあい、保護の段階で三角形AKP'だったのが、この段階になるとそれは三角形FJPのおおきさとなる。保

## 幼稚産業論と開発論

護以前の段階の自由貿易下とくらべると、生産者余剰はちいさな三角形BKPを上回る純増分は台形BKJFの領域によって示されることとなる。さらに当該産業が成熟し、生産費低下がいっそう増進されるとなれば、すなわち図においては供給曲線がさらに右方へシフトし、IS"が得られた状態を意味する。そのようなばあいは、国内ベースでみるかぎり、消費者余剰と生産者余剰のいずれも増加し、両者を合計した純増分は多角形BFHIOKの領域に相当する面積によって表わされる。ただし図II-1は、国際ベースで考えてあるので、当初の段階で幼稚産業だったのが比較優位産業へと転化するものとみなせば、とうぜんながら輸入代替産業は輸出産業へと変貌することとなる。この国が小国であり世界価格に影響をおよぼせないものとすれば、PWは世界の需要曲線となる以上、当該産業が獲得する純利益は多角形BGIOKの領域に相当する面積によって示されることとなる。そのばあいとうぜんながら輸出量は、点Fと点Gからそれぞれおろされた垂線の足のあいだで測られる距離によって示されるだろう<sup>(4)</sup>。

以上のような捉えかたは、幼稚産業が首尾よく成長・成熟してゆくものという想定が前提となっている。それは、当該産業の生産費構造を表わす供給曲線がKSからJSへ、さらにIS"へとシフトすることによって示されたことからあきらかであろう。いわば理想的なかたちなのである。これらの変化を厳密にみれば、ミルのテストをクリアするのは当該産業の費用構造がJSの段階もふくめてそこから右側へシフトする段階であり、そうなるとこの部門においては当初比較劣位であったのが比較優位のレベルまで上昇したことを含意する。次にバステーブルのテストをクリアするというのは、この図ではどのように示されるだろうか。それには前述のごとく、当初の損失を事後的な利益が上回るということが要請される。図II-1は国際局面でみた図示なのだが、先にみたように保護段階で犠牲にされる死重的損失が三角形ABCと三角形DEFとの和によって示され、保護をはずした事後的段階での生産者余剰の利益が多角形BGIOKによって示された。ただしこれは単純な比較はゆるされず、時間の経過を考慮に入れなければならない。すなわちその評価は、幼稚産業の保護期間と当該産業が比較優位にありつづける期間とがどのような時間スパンをもつのかによって、おおきく左右されるであろう。1970年代にこの問題を追究した山本繁綽教授の言葉を借りるなら、次のようになる。すなわちこのテストをクリアするには、保護による損失と、将来自由貿易によって得られる利益とを、適当な時間割引率によってそれぞれ現在価値に直し、後者が前者を上回るように調整することをとおして初めて評価可能となる<sup>(5)</sup>。いい換えるなら、それぞれ現在価値に評価しなおされたふたつの三角形の累積和を多角形の累積和が上回ることを含意するのである。

では、ケムプのばあいはどうか。ケムプのテストのエッセンスは、前述のごとく、幼稚産業としての資格があたえられるものは一連の習得過程をつうじて外部経済化が実現されて、結果的に社会的利益が得られるケースであった。この論点については、当該産業の長期平均

費用曲線と当初の段階で国際競争力をもつとされる外国の長期平均費用曲線との比較をとおして説明される<sup>(6)</sup>。図II-2がそれである。縦軸は長期平均費用と価格を、横軸は時間をそれぞれ測り、当初の段階で世界の競争力をもった産業の平均費用曲線がPWによって、自国の当該産業のそれがそれ以外の曲線によって、それぞれ示されている。時間 $t_0$ の段階で $PP'/t_0P$ の関税率が課されるものとし、時間の経過とともに習得過程を経て時間 $t_1$ の段階で当該産業は国際的な競合性をもつようになり、関税は撤廃される。さらに時間の経過をみると、比較優位が確立されるのだが、外部経済が得られるのは平均費用曲線がLD'のばあいにかぎられ、LWとLD'とのあいだに価格が設定されるようなばあいは習得過程が内部経済化されるケースである。LD'とLD''とのあいだの距離がどのくらい開いているかによって、当該産業もしくは企業が獲得する利潤のおおきさが異なってくる。習得過程の内部化と外部化とはこのように識別されるのだが、社会的利益が得られるのはLD'線に沿って価格づけされるばあいである、というのがケムブによって提示された追加条件であった。

図 II-2

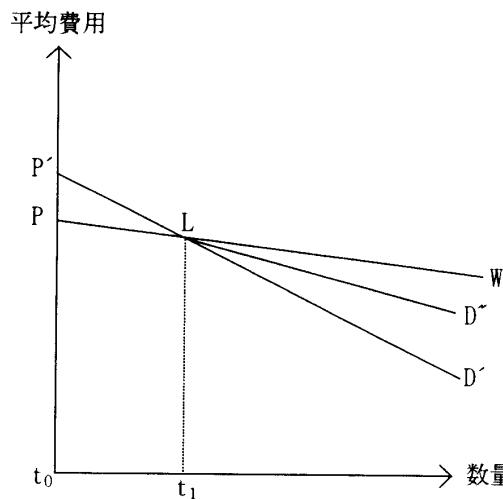
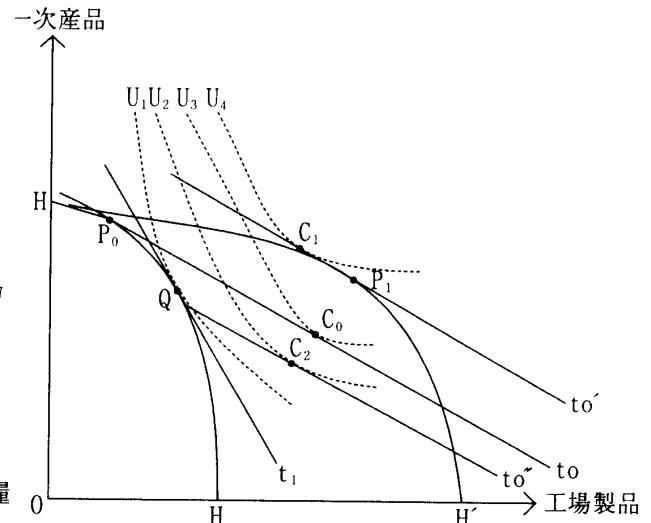


図 II-3



以上、部分均衡分析を基礎にしてみてきたが、次に一般均衡分析の枠組みで考えてみよう<sup>(7)</sup>。

図II-3によって、それは示される。ここでは一般的な途上国経済を念頭におくので、当初なんらかの一次産品に比較優位をもっており、工業製品については比較劣位にあるものと想定しよう。そこで縦軸に一次産品を、横軸に工業製品をそれぞれ測り、HHがこの国の当初の生産可能性プロックであり、HH'が幼稚産業が習得過程を経て生産力増強が図られた結果としての生産可能性プロックを示すものとしよう。なお慣例にならって、一次産品部門のさらなる増強は図られないものとする。当初の段階におけるこの国の生産点はP<sub>0</sub>であり、

消費点は $C_0$ であるとしよう。そのばあい、国際交易条件は $t_0$ であり、この国の社会的無差別曲線 $U_3$ と点 $C_0$ で接しており、そのときのいわゆる貿易三角形は線分 $P_0C_0$ を斜辺とする直角三角形によって示されることになる。図II-3では、複雑性を避けるためそれは描かれていない。さてこの国が工業部門を幼稚産業として措定し、保護関税（このばあい禁止的関税が想定されている）が賦課されると、生産点と消費点はいずれも点 $Q$ となる。この点は禁止的関税が賦課されたばあいの交易条件 $t_1$ との、ならびに社会的無差別曲線 $U_1$ との、接点でもある。あきらかに幼稚産業保護の段階においては、この国の社会的ウェルフェアの水準は低下している。自由貿易下の $U_3$ から保護貿易下の $U_1$ への低下によって、それは示される。さて一定の時間を経て幼稚産業が成長・成熟し、その産業（工業部門）の生産力増大が実現するとなれば、いい換えるなら生産可能性プロックが $HH$ から $HH'$ へ拡張したとき、保護措置は撤廃される。そうなると、これも慣例にしたがって、交易条件は当初の自由貿易下の段階とおなじであるとすれば、この国の生産点は $P_1$ へ、消費点は $C_1$ へそれぞれ移動することとなる。そのばあい、貿易三角形は線分 $C_1P_1$ を斜辺とする直角三角形によって表わされ、この国はすでに工業製品の生産に比較優位をもっているので、工業製品を輸出し一次產品を輸入するように変貌してしまう。さらにいうなら、消費点 $C_1$ はより上位置の社会的無差別曲線 $U_4$ と接するので、この国の社会的ウェルフェアはいっそう高まることとなる。この側面については、いちばん最初の自由貿易のケースから、幼稚産業保護のケース、そしてその産業が比較劣位産業から比較優位産業へと変貌をとげて保護措置が撤廃されるケースへと、この国の厚生水準を比較すればあきらかである（ $U_3$ から $U_1$ へ、そして $U_4$ へと移動していることに留意したい）。

なお当初の段階で幼稚産業を保護するばあい、関税ではなくて生産補助金をほどこしたらどうなるかについてみてみよう。そのときは交易条件が自由貿易のケースとおなじなので、この国の生産点 $Q$ から引かれた交易条件 $t_0$ と社会的無差別曲線 $U_2$ との接点 $C_2$ まで消費を移動することができる。すなわちこのことは、社会的ウェルフェアの観点から、幼稚産業を保護するための手段としては関税よりも生産補助金のほうが勝れていることを含意する。ただしそれが実現可能かどうかは、途上国の財政事情に依存することになる。一般的な途上国のはばあい、財政は逼迫しているのがふつうであり、関税収入が主要なその源泉とされることが多いことからみて、補助金はややむつかしいといえるだろう。

さてここまで議論で、ミルからケムプおよび近年までの幼稚産業論について、部分均衡分析と一般均衡分析による理論的捕捉がなされた。次にこうした主流派による捉えかたを、より包括的に整理しておこう。

それは、表II-1に示されている。この表を作成するうえで基礎資料となったのはコーデンによるものだが、この表にはコーデンのオリジナルに(1)と(6)の政策措置をつけ加えてある。主流派のはばあい、なんらかの保護政策を正当化するのは市場の不完全性がみられるケースに

表II-1 幼稚産業保護のための政策ランキング

	政策（措置）	予想される弊害（歪み）
(1)	資本市場の整備拡充 納税システムの確立	なし
(2)	工業部門の労働に対する 補助金	なし
(3)	工業生産に対する補助金	・労働集約度の過度の低下
(4a)	関税と工業製品に対する 輸出補助金のミックス	・労働集約度の過度の低下 ・消費の歪み
(4b)	輸入代替工業部門の生産 に対する補助金	・労働集約度の過度の低下 ・国内市場偏向
(5a)	関税	・労働集約度の過度の低下 ・消費の歪み ・国内市場偏向
(5b)	輸出補助金	・労働集約度の過度の低下 ・消費の歪み ・順貿易偏向
(6)	輸入数量割当	・関税ケースの3つの歪み ・レントシーキング

注) いずれも工業部門の労働の私的費用が社会的機会費用を超過するケースが仮定されている。下の資料にもとづき、総合的に筆者により作成。なお序列の基準は、歪みの数が少ないほど上位に位置付けるものと仮定される。

(資料) Corden, W. M. (1974), *Trade Policy And Economic Welfare*, Oxford : Clarendon Press, p.29., Corden, W.M. (1984), *op. cit.*, pp. 91-92., Meier, G.M. (1987), *op. cit.*, pp. 828-830.

かぎられることはすでにのべた。それがなければ自由貿易が最善策であることはいうまでもないだろう。さてコーデンの最初のオリジナルの文献にまず登場するのは、(2)の工業部門の労働に対して供与される補助金である<sup>(8)</sup>。予想される歪みが見当らない以上それはとうぜんのことであろうが、途上国のはあい、じっさい上それを可能にするだけの財政事情が許さないだろう。したがってここであげた(1)の資本市場をきちんと整備すること、および納税システムを樹立することをまず優先しなければなるまい。この側面については、コーデン自身によってもその後指摘されたところもある<sup>(9)</sup>。(3)以下のランキングについては、これまでに指摘したように生産補助金、関税、数量規制の順に正当化される。ただし(5 b)の輸出補助金は、幼稚産業の育成段階というよりも、むしろ当該産業が競争力を身につけた段階において適用される可能性のあるものとして捉えたほうが自然であろう。こうしたやりかたはかつての重商主義政策のひとつでもあったことを、忘れてはならない。生産補助金と輸出補助金について共通していえることは、国内価格と国際価格との乖離が生じるので、それにともなうかたちで各種の歪みが生じることである。生産補助金と関税との根本的なちがいは、前者のほうに消費の歪みが生じないことである。(3)以下はいずれも労働集約度の過度の低下をもたらすが、こうした事情は資本が相対的に割安になるので必然的に生じる事態である。しかし多くの途上国のはあい、それは雇用吸収力がいっそう弱くなることを含意する。直接的でありかついっそう狭義に捉えられるのが(5)の輸入代替工業部門に対する生産補助金である。むろん途上国においてはこの部門の選定のほうが、むしろ重要性をもっているかもしれない。なぜなら工業部門一般を保護の対象とするのは、その国の財政事情が許さないだろうからだ。さらに一般的に観察される（もしくは観察された）ように、この政策は国内市場への偏向をもたらすことを見過ごしてはならない。(4 a) の関税と輸出補助金とのミックス型のはあいは、関税にはんらい付随する国内市場への偏向を輸出補助金の順貿易偏向が相殺するために、その歪みが消滅するとみなされるのである。それゆえに歪みの数は、輸入代替工業部門への生産補助金のケースとおなじ2つとなり、フォース・ベストのランクに位置づけられる。そのような事情から関税と輸出補助金について独立した政策としてそれぞれ捉えるばあい、3つの弊害が考えられ、フィフス・ベストの政策にランキングされる。最後にランキングされるのが、輸入数量割当制である。これは関税のはあいに付随する諸弊害にくわえてレントシーキングが入りこむ。一般的には輸入許可証が交付されるケースが考えられるが、それを取得することがひとつの利権と化し、政府当局と輸入業者とのあいだの癒着が生じやすい。したがって非生産的な資源の使用を招来することとなり、可能な限り最も回避すべき政策とされる<sup>(10)</sup>。

かくしておおざっぱに各保護政策に内在する弊害（歪み）と、その存在を基礎とした政策ランキングをみてきたが、より正確を期すなら、それぞれの歪みによってどれだけのウェルフェアの損失がもたらされるのかについて厳密な評価をしなければなるまい。しかし本稿で

は、そこまで立ち入った議論はできない。表Ⅱ-1に示されたようなそれぞれの保護政策に付随する歪みの数を基礎とした捉えかたに、先に示した部分均衡分析と一般均衡分析とを加味して考える必要があることを、ここでは強調しておきたい<sup>(11)</sup>。

### 注

- (1) 幼稚産業としての認定問題について、かれらによって著わされた文献は次のものである。Cf. Mill, J.S. (1848), *op.cit.*, Bastable, C.F. (1923) *The Commerce of Nations*, 9th edn. (original 1891) .., Kemp, M.C. (1960) "Mill-Bastable infant industry dogma", *Journal of Political Economy* 68, February:65-67.
- (2) Cf. Krueger, A.O., *op.cit.*
- (3) この禁止的関税ケースについては、山本繁綽教授による解説が参考となる。山本繁綽『貿易政策の理論』(東洋経済新報社,1974年)の第3章「幼稚産業保護論」(37-54ページ)参照。
- (4) この説明は、幼稚産業が成熟して比較優位産業と化したばあいについてであり、そのときの輸出収益はFGとふたつの垂線の足で囲まれた四角形の面積からその生産にかかった費用を差し引いた領域によって表わされることとなる。
- (5) 山本、前掲書、47ページ参照。
- (6) この部分の解説も、山本教授にはほぼ依拠している。
- (7) この図は、A.M.エルアグラ教授によって示されたものにはほぼ依拠している。Cf. El-Agraa, A.M. (1984) *Trade Theory And Policy*, London:Macmillan [岡山隆監訳、岩田伸人・宮川典之訳『E.C.の貿易政策——国際貿易の理論と政策——』文真堂,1992年]。とくに訳書の第2章「保護：全般的な背景」(8-45ページ)において幼稚産業を論じるにさいして示された図(31ページ)参照。
- (8) Cf. Corden, W.M. (1974), *op.cit.*, p.29.
- (9) Cf. Corden, W.M. (1984), *op.cit.*, pp.91-92.
- (10) Cf. Krueger, A.O. (1974), *op.cit.*, and —— (1984) "Trade policies in developing countries", in Jones, R.W. et al.eds., *Handbook of International Economics*, vol.1 Amsterdam:North-Holland, ch.11 pp.519-569. およびこの側面についての解説については、拙著『開発論の視座——南北貿易・構造主義・開発戦略——』(文真堂, 1996年)の第10章「レント・シーキングと途上国の政治経済学」(261-293ページ)参照。
- (11) この問題については、次の機会に余剰分析を試みたい。

### III 開発論における含意

前節でみたのは、主流派においてほぼ共通に認識されている(もしくは認識してきた)幼稚産業論の捉えかたである<sup>(1)</sup>。主流派のばあい、端的にいって、自由貿易主義をその至上命題とするので、保護政策を例外的に許容するとしても、いずれは自由貿易主義に復帰しなければならないことが明示されている。したがってなにをもって幼稚産業としての資格を有するか、という側面のほうに議論の矛先は収斂していかざるをえなかつた。そのような事情から、いわゆるミル=バステーブル=ケムプのテストに集約されていったのである。そのような経緯にたいして、もともとハミルトンやリストが構想・提示していた捉えかた——後

## 幼稚産業論と開発論

発国（アメリカとドイツ）の立場から先発国（イギリス）をキャッチ・アップしてゆくには、製造工業をなんらかのかたちで保護育成してゆかねばならない、という視点——からやや逸れていってしまったのではないか、という批判がすでになされたこともある<sup>(2)</sup>。こうした批判は、いまの途上国の開発問題を考えるとき、ふたたび傾聴に値しよう。ただし現代的な視点からみて、幾多の途上国において一種の幼稚産業論として位置づけられる輸入代替工業化が所期の目的を達成するところまでゆくのに多くの困難をかかえてしまい、実際問題として失敗に帰してしまったところが多くみられたことに留意しなければならない。この問題については、注意深い議論がさらに尽くされねばならないかもしれない。じつさい、少数の国ぐに・地域がNIEsとして先進国経済に特定の部門において拮抗するようになった、という事実からみて、それは幼稚産業が成長したからそうなった、という見方もじゅうぶん成り立つからである<sup>(3)</sup>。さらに視点を換えていうなら、かつてのドイツやアメリカのばあい、やはりリストとハミルトンによって洞察されていたごとく国際経済のなかで台頭するにいたった事情をみると、もともと幼稚産業論に内包されている重要性を看過できるものではないのだ。ただし筆者のばあい、いまの途上国に置かれた（もしくは置かれてきた）国際環境からみて、アメリカのばあいがいたって示唆的であることを強調しておきたい<sup>(4)</sup>。

さて途上国の経済発展との関連でみたばあい、幼稚産業論は前述のように輸入代替工業化論とほぼ同一視できる。いまのNIEsの経済発展過程および先のドイツとアメリカの経済発展過程についてみたばあい、それぞれが置かれた時代局面にかなりのちがいがみられるとはいえる、当初の輸入代替工業化から輸出指向のそれへと開発戦略を段階的に上昇させていったことを考えるとよい。その意味においては、ほぼ同一の土壌で考えられるものなのである。とくにアメリカのばあい、当時のイギリスによって植民地化された経験を有しており、そのような状況から独立を勝ちとり、南北戦争を経て一次產品部門中心の経済から北部の工業部門中心の経済へと、その国民経済の有様を変容させていったことが重要なのだ。むろんその一連のプロセスのなかで、一次產品部門をまったく軽視するということもなかった。このような事情をあらためて考えてみると、かつての植民地体制のなかで一次產品部門を中心とした経済——すなわちモノカルチャー——を強いられて、そのなりゆきはさておき、なんらかのかたちで独立していった幾多の途上国の場合を考えると、アメリカの経験はきわめて示唆的であることがわかる。ここでの問題は、開発論における幼稚産業論のあつかいについて考えるとき、そのパイオニアとしての役割をはたしたハミルトンとリストの後発国としての視点に鑑みて、より普遍性をもって検討したほうが建設的かもしれない、ということこれである。その意味では、さらにいうなら、17世紀から18世紀にかけてのイギリス自体がある意味において後発国だった。なんとその当時にあっては纖維産業にかぎってみたばあい、いまのインドのほうが先進国であった<sup>(5)</sup>。つまりインドの植民地化の過程でイギリスは、現地既存の纖維産業の技術を模倣・吸収してわがものとし、産業革命のプロセスにおおいに役立

てたという視点、すなわちこの工業部門においてイギリス自身が輸入代替工業化を達成したこと、が重要である。むろんその達成の過程をバックアップしたのはかつての重商主義体制であった。つまり輸入代替工業化の過程には保護主義が付随するのはとうぜんのことであって、それを最初から否定してかかるのは、歴史を軽視した捉えかたに終始しているとみなさざるをえまい。もっともここで留意しなければならないのは、前述のように、歴史的的前提として植民地化された経験を有するかどうかである。いまの先進国のはあい、アメリカがそれを経験したのにたいして、イギリスや日本はむしろ他国を植民地化していった国なのであって、その過程から多大な権益を獲得していったことを忘れてはならない。そのような事情のちがいがそれぞれの国や地域に垣間みえるとしても、これまでに形成されてきた幼稚産業論自体、国ぐにの置かれた国際環境のちがいをほぼ度外視していることも忘れるべきではない。さらにいうなら、これまで主張してきた輸入代替工業化論も同様に、そのような国際的枠組みをかなり軽視していたことに気づくべきであろう。むろんそこで論じられてきたのが、モノカルチャーからの脱却の手段としての工業化であったことは周知の事実である。ここで強調しておきたいことは、そのモノカルチャーが旧宗主国によって強要されるかたちで形成されたという事実、いい換えるなら当事国・地域の内発的動機によってでなくていわば外発的動機によって形成されるにいたったということを、きちんと認識しておく必要性なのである。そこにはとうぜんながらM.ヴェーバー（M. Weber）的なエートスの問題が、関係してこざるをえまい<sup>(6)</sup>。モノカルチャー的意識構造が途上国に根づよく遺りつづけるのであれば、その国の経済構造を根本的な次元で転換していくことは至難の業であろう<sup>(7)</sup>。植民地化されたことのない国がその昔、農業が優勢な経済構造を有していて、そうした状況から商工業中心の経済構造へ首尾よく転換できたとしても、それはそこに土着の農業から新規の産業構造への転換であって、それを強要されて形成されたのではなかった。幾多の途上国の中の農業のはあい、根本的にそうした事情はいまの先進国とは異なっていよう。繰り返すが、そのような事情を歴史的に併せもっていたいまの先進国はアメリカであった。こうしたなかで登場したのが幼稚産業論を初めて唱えたかのハミルトンだったこと、を想い起こすべきであろう。ドイツのリストのはあい、当時の先発国であったイギリスをいかにしてキャッチ・アップするかがまず第一義的問題であったこと、もついでに再確認しておきたい。

開発論において幼稚産業論のはたす正確な役割はなにかを解明するにあたり、途上国一般的じっさいの開発経験から得られた開発戦略を回顧するなら、もっともそれに近似したものが見いだされる。一般的には、前述の輸入代替工業化戦略のなかにカテゴライズされるだろうが、A.O.ハーシュマン（A.O.Hirschman）によって提示された一連の連関効果の着想がそれである<sup>(8)</sup>。かれはそれを、前方連関効果と後方連関効果とに峻別して捉えた（図III-1 参照）。ここで留意しておくべきは、主流派の一連の議論のなかにみられた幼稚産業の外部性の存在問題が、連関効果の着想と整合的であるということである。それは次のように要約で

きよう。

もともとハーシュマンのばあい、かつてR. ヌルクセ (R. Nurkse)とのあいだで繰り広げられた、均衡成長かそれとも不均衡成長かのいざれが途上国 の開発において有効であるかという類の論点にたいする解答として、後者を擁護する論理過程において、この着想を得たことが想い起こされる。農工間の均衡成長よりも特定の工業部門の不均衡成長を唱えたのだが、典型的にはそれは、なんらかの財の生産部門の強化を意味した。ある意味においては、日本の例をもちだすなら、第二次世界大戦後に採用された傾斜生産方式がそれに近いであろう。それは、当時の基幹産業とみなされた石炭・鉄鋼産業にたいして特別に傾斜的に資源配分するしかたであって、当時の日本の産業復興過程において重要な役割をはたしたことはたしかである。というのは、重点的に当該産業に資源配分することをとおして他の部門へ縦横無尽に連関効果が作用して、諸産業の発展からこの国全体の経済成長の高度化をもたらした、とみなせるからだ。いい換えるなら、当該産業は生産財もしくは資本財部門であり迂回生産の実をあげた、という解釈がじゅうぶん成り立つであろう。ひるがえって途上国 のばあいはどうか。歴史的諸前提や資源の制約などの諸条件下で、そのような産業部門をさがすのは至難の業であろう。それでも構想上はこの発想は有意味なのであって、図III-1を用いて解説するならこうなる。なんらかの生産部門をとくに戦略的に措定して、かぎられた資源を集中的に傾斜配分するものと想定しよう。図III-1にえがかれたものは、消費財にしろ資本財にしろある財の生産過程である。aからb, c, dへの一連の連関波及過程（左側の縦の矢印で示される流れ）が前方連関効果であり、その逆のdからc, b, aへの連関波及過程（右側の縦の矢印で示される流れ）が後方連関効果である。これはすでにハーシュマンによる解説でおなじみになった概念なのだが、たとえばかりに自動車産業の最終段階（d）を戦略的に傾斜生産部門として措定するなら、多くの途上国 のばあいそうするには先進国を本国とする多国籍企業の技術と資本に相当程度依存することになるだろうが、最終財のd段階から、この製品の中間財として使用される鉄やガラス・ゴムなどの産業部門

図 III-1 連関効果の概念図

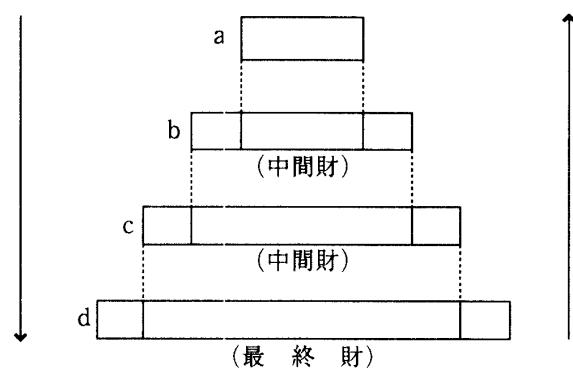
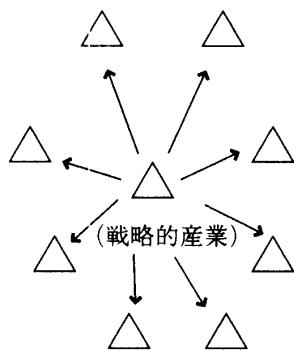


図 III-2 多面的な連関効果



が首尾よくいけば新規に形成され、そこに新たな雇用増進も実現可能となろう。そのような素材産業はこの図式上は、a, b, cのいずれかに位置づけられるであろう。したがってそのようなしかたは後方連関効果を連想させる。それとは逆に、なんらかの中間財——たとえば鉄鋼やなんらかのエネルギー資源など——を戦略産業と措定するとしたら(a, b, cのいずれか)、それを使用してさらに加工度を高めるような産業が形成される可能性がある。そのばあいは、いうまでもなく前方連関効果のケースである。実質的には原材料や中間財として投入される程度によって、もしくはそこに投入される新規の中間財部門が形成される程度によって、前方連関と後方連関との双方が概念上は考えられる。いずれにせよ、このふたつの効果は外部性をもつということが、幼稚産業論との関係において重要なのである。すなわち本稿の序節で列举した幼稚産業であるための必要条件(i)の項目に該当すると考えられ、もしくは純粹理論上は、前節のケムプによって提示された価格づけの局面における外部性を投影したそれを具体化するものとみなすことができる。ハーシュマンの連関効果のばあい、プライシングでの外部性の具体化といった次元よりもむしろ、当該産業が核となってその他の産業を新規に創出もしくは拡充することをとおして外部性をじゅうぶん發揮するという意味において、外部性の具現化が構想されたものとみなすことができる。すなわち前方連関効果にしろ後方連関のそれにしろ、その他の諸部門にポジティブの影響をあたえ、ひいては経済全体の水準を押し上げることにもなる。そのような連関効果の波及過程をイメージしたのが、図III-2である。原材料を加工して最終完成財へいたる一連の過程をひとつの三角形として示し、さまざまな消費財と資本財の生産過程をそれぞれ同様に三角形で表わし、それぞれの財が投入・産出関係によって結びつけられることになる。この過程において中核となる産業を戦略的産業とするなら、すなわち本稿の文脈ではそれが幼稚産業となるのだが、そこから別途にさまざまな生産過程が形成されることが含意される。そのような中核的産業はそれぞれの途上国の置かれた状況によって決定されるだろうが、説明するうえで煩雑性を回避できるという面においては半導体に代表される情報関連産業を例示することが有用である。というのは電子素材としての半導体は、いろいろな耐久消費財の生産過程に取り入れられ、縦横無尽の波及効果をもつからだ。なお近年の幼稚産業の例示をみても、この関連のものが顕著である<sup>(9)</sup>。この問題をべつの角度からみると、経済発展の核としてはJ.シュムペーター(J.Schumpeter)的な創造的破壊としての意味を併せもつかもしれない。いずれにせよそのような中核となる戦略産業をその国独自のしかたで選定することが重要である。

つぎに当該部門にどのようなしかたで傾斜的資源配分をおこなうかについては、前節の政策ランキングにあげられた生産補助金がもっとも実現性が高いであろう。すなわち当該部門にたいして、なんらかの優遇措置——一般的にはインセンティヴ体系——を講ずるとよい。具体的には直接的な補助金交付のほかに、租税の払い戻しや優遇利子によるファイナンスが考えられよう。さらにいうなら、先進国なみにある程度資本市場が存在するならば、当該部

## 幼稚産業論と開発論

門の資本調達もいくらかは容易であるかもしれない。当該産業が当面のところその国において最も有望な産業と一般的にみなされるならば、とうぜんながら自己資本の調達は容易であろう。しかし多くの途上国のはあい、そのような市場はじゅうぶん整備されていないであろう。それゆえに、前節のランキングにおいて中長期的に資本市場の整備・拡充が必要なことが明示されたのであり、理論的には情報の非対称性問題が存在することがその根拠とされることが多い。このようにみてくると、やはり前節とここで論じたようにある程度財源の確保が可能なら生産補助金のほうが実現性が高いであろう。

幼稚産業論とハーシュマンの連関効果との関連をここまでみてきたが、ハーシュマンのはあい、ふつう貿易論の枠組みで論じられるようにいすれ当該産業が成長して比較優位産業と化し国際競争力を發揮するようになるという趣旨のことはのべていない。したがってかれのはあい、国内指向の域をでなかつたことが再確認されよう。幼稚産業論のはあい、とうぜんながら一時的保護体制から自由貿易体制への復帰を前提としている。したがってこれまでのべてきたように、途上国の現実の経済をみると、輸入代替工業化と輸出指向工業化との連続性を、この幼稚産業論の枠組みで捉えることが可能なのである。その核となるのが、ハーシュマンによって着想を得た連関効果を有する産業部門の選定であって、そうすることで途上国経済における幼稚産業論のもつ意味があきらかとなろう。ただしそこには、前節のランキング表にみたように、初期の輸入代替工業部門をかなりの連関効果をおよぼせる部門と指定してみたばあい、労働集約度が損なわれる危険性がある。この側面にじゅうぶん注意しなければならないのはあきらかであろう。典型的な途上国のはあい、いすれかといえば人口圧力が高い。したがって圧倒的な労働力をじゅうぶん使いこなせるような産業の選定がのぞましい。だとするなら、そのような産業は一般的には労働集約的な繊維産業もしくは軽工業ではないだろうか。いまの先進国が産業革命を経験するなかで近代化の過程を達成したその中核産業は、まず繊維を中心とした軽工業であったことはよく知られている。1960年代半ばからのNICs、その後NIEsとその呼び名を換えたが、そのような一群の国や地域がかなりの経済実績をあげることができたのは、そのような種類の産業の確立にとくに力点を置いたからである。もちろんそのピーク局面においては輸出指向工業化という戦略が推進されたと、一般的にはみなされたが、そこまでいたるプロセスを丹念にみると輸入代替工業化の過程を着実に踏んでいたことが確認される。いい換えるなら、当該産業を幼稚産業として位置づけていたことがうかがえるのだ。

しかしここで注意を要するのは、潜在的にかなりの連関効果を有するとされる産業部門に前述のような生産補助金を中心とした保護政策を施すことになるのだが、その過程において過度の国家介入が生じる可能性があることである。この問題は、いわゆる輸入代替工業化の失敗に関連して主張されることが多かった。とくにラテン・アメリカ地域において顕著だった輸入代替工業化の深化に付随する問題として、批判されることが頻繁にみられた。すなわ

ち過度の国家介入がみられるところでは、なんらかの輸入代替部門を公営もしくは国営企業とし、手厚い保護措置が供与される。そこにはかつてB.バラッサ（B. Balassa）らによって手厳しく批判されたように、健全な競争原理は作用せず、まったくの非効率が蔓延してしまいかがちである<sup>(10)</sup>。将来国際競争力をもつことになるとみなされた幼稚産業——途上国のはあい、それは輸入代替部門と同一視可能である——に保護が加えられて、しかもそれが予想に反して長引くとなれば、そのような体質から脱却するのは容易ではない。いわばそのような事態に陥ったのが、ラテン・アメリカだったとされる。ひるがえって東アジアのNIEsのはあい、1960年代半ばに労働集約的工業部門に比較優位をもつ局面にいたってから、その輸入代替部門を輸出指向部門へ切り替え、当時の国際環境もかなり自由貿易主義の気風が吹くなかでそうしたのであって、これらの国や地域は輸出ドライブをかけてかなり良好な経済成果をあげることができた。このように輸入代替部門から輸出指向部門へ転換したという事実が、幼稚産業論がほんらい有していた一時的保護主義の段階から自由貿易体制への復帰という段階を順序よく踏んだもの、とみなすことができるのだ。ただしここで次の問題となるのが、そのように東アジアNIEsが開発戦略を転換したといってもそれには、かなりの国家介入の余地が——ラテン・アメリカの輸入代替の深化の過程ほど圧倒的でなかったとはいえ——顕在化したという厳然たる事実が垣間みえる、ということこれである。

筆者がここでいいたいのは、これまで開発論のなかで論じられてきた開発戦略としての輸入代替工業化から輸出指向工業化への転換は、ハミルトン以来の幼稚産業論の枠組みで捕捉可能であるということ、およびそれをじっさいに具体化したのは過去においては後発国として出発したいまのいくつかの先進国と現在の東アジアNIEsに依然としてかぎられるということ、さらにはその幼稚産業が比較優位を有するようになって国際競争の場に置かれた段階においても依然として国家介入がかなりみられるということ、などである。

ここでいまひとつの論点として、多国籍企業問題について触れておきたい。この問題は従来の幼稚産業論においては、その時代背景のこともあるって、ほとんど論じられることはなかった。しかしいまの途上国の開発問題を考えるとき、避けては通れない論点となっている。すなわち途上国は、なんらかのかたちで多国籍企業を呼び込んで開発過程に組み入れるところが多い。とうぜん本稿の文脈では、輸入代替部門たる幼稚産業にその技術を導入・習得することが要請されよう。つまり途上国自体の幼稚産業と多国籍企業とのリンク問題である。もともと開発局面における多国籍企業のポジティブな役割については、かつてR.ヴァーノン（R.Vernon）のプロダクト・サイクル論のなかで主張されていた<sup>(11)</sup>。むろんその多国籍企業が途上国の開発問題にとってむしろネガティブな役割を演じる、といった趣旨の批判をかぶせるかつての従属学派の主張を軽視すべきではないが、そこには毅然たる意志をもって途上国の国家部門は進出する（もしくはしている）多国籍企業と交渉しなければなるまい。ここに新たな国家の役割の必要性があるようにおもわれる<sup>(12)</sup>。

## 幼稚産業論と開発論

そのような状況下における国家は、対内的には最もそれにふさわしい特定の部門を幼稚産業と措定して慎重に保護措置を講じ、その保護期間を長引かせないようにじゅうぶん注意し、それも過度にならないように配慮し、さらには対外勢力としての多国籍企業とのあいだで交渉にのぞみ、生産技術のみならず経営管理面の知識も併せてその幼稚産業に習得させて生産性の向上に努めさせねばならない。國家が幼稚産業とのかかわりあいのしかたを誤れば、もはや取り返しつかないことにもなりかねないか、もしくは保護の期間が予想以上に長引いてしまってその輸入代替部門は実質的に幼稚産業たりえなくなるといった事態に陥ることが関の山であろう。そのようなことになれば、当該産業と国家との関係が既得権益と化し、両部門のあいだに癒着関係が生じてしまい、人事面の結びつきやその産業周辺への利益供与・誘導などが日常的に平然とおこなわれ、社会全体にとってむしろ相当おおきな損失をあたえてしまうような弊害をもたらさないともかぎらない。そのような社会的損失はレントシーキング問題として語られることが多いが、途上国の現実をみると、そうした罠にはまり込んだところがいかに多いかがうかがえる<sup>(13)</sup>。この問題は、実質的な幼稚産業の創出にたどりつかない国に限定される種類のものではなくて、いちおう幼稚産業を育成できたと言い張る東アジアNIEsや、すでに脱工業化の局面にはいったと認識はじめている先進国においても、頻繁に見受けられる現象もある<sup>(14)</sup>。

### 注

- (1) 開発経済学の教科書として試みられている次の文献においても、同様の捉えかたをしている。Cf. G hatak, S. (1995) *Introduction to Development Economics*, 3rd ed., London & New York:Routledge, ch.10 "Industrialization, protection and trade policies, pp. 320-360.
- (2) 村上敦, 前掲書, 111-113ページ参照。
- (3) 開発論のなかでは、輸入代替工業化と輸出指向工業化との関係をどのように捉えるか、が重要な論点のひとつである。とくに後者に内在する重要性については、議論の余地がじゅうぶん見いだされる。ひとことよく引合にだされたような後者を輸出代替として捉え、輸入代替過程を経ることなく最初から先進国へ輸出する目的で輸出加工区を設立して輸出ドライブをかけるしかたがとくに重要視される傾きがあったが、韓国や台湾の事例をみると、輸入代替期を経験してからのことだったことがほぼ確認されている。そこでの問題は、どのような財をその対象としたのかという内容に還元されてこよう。この問題にたいする筆者の解答は、前掲の拙著第8章「途上国の開発戦略問題——ラテン・アメリカの経験を中心に——」(213-242ページ) にすでにあたえている。
- (4) 前掲の拙稿「A.ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論」において、その含意を敷衍してある。
- (5) たとえば川勝平太『日本文明と近代西洋——「鎖国」再考——』(日本放送出版協会, 1991年) 参照。
- (6) 前掲の拙稿「リスト, ヴェーバーの分析視角と開発論」参照。
- (7) この側面をとくに強調した開発論として、R.フィンドレーによる貢献がある。Cf. Findlay, R. (1988) "Trade, development, and the state", in Ranis, G. et al. eds., *The State of Development Economics: Progress and Perspectives*, Oxford: Blackwell, ch.4 pp.78-95 —— (1990) "The new political economy: its explanatory power for

LDSSs", *Economics and Politics* 2(2), 193-221, in —— (1993) *Trade, Development and Political Economy: Selected Essays of Ronald Findlay*, New York : Edward Elger, pp. 420-448.

- (8) 一般的には、ハーシュマンの戦略論として知られる。基本文献は次のものである。Cf. Hirschman, A.O. (1958) *The Strategy of Economic Development*, New Haven: Yale University Press[麻田四郎訳『経済発展の戦略』巖松堂, 1961年];—— (1968) "The political economy of import-substituting industrialization in Latin America", *Quarterly Journal of Economics* 82:2-32, in —— (1971) *A Bias for Hope*, New Heaven: Yale University Press, pp. 85-123.

本稿において論じるように、いまなおハーシュマンの着想は重要視されており、「規模の経済」もしくは「規模に関して収穫遞増」の文脈で見なおされつつある。それに関連して、P.クルーグマン (P.Krugman) やL.ティラー (L.Taylor) らによる論考は注目に値しよう。それらは次の文献に所収されている。Cf. Rodwin, L. et al. eds., (1994) *Rethinking the Development Experience: Essays Provoked by the Work of Albert O.Hirschman*, Washington, D.C. :Brookings Institution.

- (9) たとえば次の研究があげられる。Cf. Das, S. & K. Srinivasan (1997) "Duration of firms in an infant industry: the case of Indian computer hardware", *Journal of Development Economics* 53(1): 157-167.

- (10) こうした趣旨の批判が、1970年代から80年代にかけて頻繁におこなわれた。Cf. Little, I.M.D. et al. (1970) *Industry and Trade in some Developing Countries*, London: Oxford University Press; Balassa, B. (1982) *Development Strategies in Semi-Industrial Economies*, Baltimore: Johns Hopkins University Press; Krueger, A.O. (1983) *Alternative Trade Strategies and Employment, Vol.3: Synthesis and Conclusions*, Chicago: Chicago University Press.

- (11) Cf. Vernon, R. (1966) "International investment and international trade in the product cycle", *Quarterly Journal of Economics* 80:190-207.

- (12) このところ開発過程における国家のはたすべき役割について世界銀行なども強調するようになってきているが、それは対内的姿勢の意味においてであり、対外的に交渉するといった趣旨ではない。Cf. World Bank (1993) *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy — A World Bank Policy Research Report*, Oxford: Oxford University Press [白鳥正喜監訳、海外経済協力基金開発問題研究会訳『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割—』東洋経済新報社, 1994年]. および世界銀行『世界開発報告1997』(東洋経済新報社, 1997年) 参照。

- (13) この問題の関連文献については、本稿第II節の脚注(10)を参照されたい。

- (14) このことは、このところ新聞の三面記事を賑わす日本や韓国の中央と地方の政府高官、政治家、および関連業者らによる贈収賄事件からあきらかであろう。

#### IV 若干の展望——結びにかえて

以上、幼稚産業論について、主流派の議論の流れおよび開発論におけるそれほんらいの在りかたについて筆者の捉えかたを中心に論じてきた。現実問題として卑近な例をもちだすなら、いまの日本で議論されようとしているさまざまな次元における構造改革こそ、その主たる対象であるといえるであろう。開発論の枠組みでは日本のはあい、植民地化の経験を有さずモノカルチャー的構造を強要されることとはなかったが、おおきく捉えるなら明治維新から現在にいたるまで、関税自主権を取り戻すのに多大な労苦をともなったとはいえ、幼稚産業

として特徴づけられる部門が数多く見受けられる。たとえばひとつの保護政策としての護送船団方式を永いあいだとってきた金融部門にたいする施策、もしくは航空運輸部門にたいして割高料金を許容してきた（もしくは許容している）保護政策、その他もろもろの部門にたいして施されている保護政策など、中央省庁の縦割り行政の弊害がここにきて叫ばれることが多くなってきた。このような現象は、国営もしくは公営部門を民営化しようという一連の流れと無縁ではない。いい換えるなら、それは幼稚産業として永いあいだ保護されてきた部門を国際経済における厳しい競争にさらそうということを含意する。そこには、保護をはずす対象となっている部門はすでに国際競争力がある程度身についたものとする当局の判断がうかがえるのである。ただしそこには国際的文脈というよりもむしろ国内的要因——組織内における非効率の表面化、実質上の怠惰をきめこむ親方日の丸意識の蔓延など——によって民営化を迫られるといった類のものが、もとより含まれていよう。ともあれいまや先進国の一ひとつとして自他ともに認める日本においては、既存産業がやっと保護措置から解放されようとしているのである。しかしそのような保護措置を徐々に縮小・撤廃してゆく過程には、かなりの困難がともなうことはたしかである。現在の日本において、こうした構造変革の流れに執拗に抵抗しようとする既得権益（典型的なところを挙げるなら、中央省庁の官僚組織がそれである）が存在することも、厳然たる事実である。

ひるがえって途上国一般の幼稚産業問題についてみると、前述のように、国内向けプライバティゼーションにしろ、貿易政策としての保護措置を撤廃する問題にしろ、それらの動きに付随する利害関係について考えてみるなら、いかに困難をともなうかは想像するに難くない。それはラテン・アメリカの輸入代替工業化の深化をみれば、あきらかであろう。いつたん過度の国家介入がなされ、それが制度として確立して構造化してしまうと、そこを根本的に制度替えするというのはひじょうにむずかしい課題になってしまふ傾向がある。この問題は、国家介入はどのくらいが望ましいかという基本的な問題に還元されてこよう。幼稚産業を保護するばあい、多くの途上国においてそれは輸入代替工業部門を意味するが、どのような保護措置を選定するか、さらには保護期間はどのくらいが適当であるか、について精査してからねばならない。これらの事情については、すでに前節までの議論でみた。とくに主流派の議論のなかで、さまざまな制約条件下における政策ランキングが構築されている。その基本的考え方たは、できるだけ効率を重視すること、したがって自由貿易にもつとも近いのが最善であること、歪みの数が少ないほうが望ましいこと、保護期間が長引かないようにじゅうぶん注意すること、などである。その主たる理由は、既得権益が形成されてしまい、しかもしだいにかれらの利害は国益とかならずしも一致しなくなるからである。

さて途上国が国際的文脈のなかでこれまで置かれてきた立場を考慮に入れてみると、筆者が幾多の論考においてこれまでたびたび指摘してきたことなのだが、途上国経済は主として3つの部門からなることがわかる。ひとつは新規の商工業部門、ふたつめは輸出向けの一次

產品部門、最後のひとつは自給的性格をもつ共同体である。幼稚産業論に代表される工業化論は、第一の部門である新規商工業部門をいかに形成してゆくか、を主たる課題としてきた。近代化もしくは工業化というのは、その国や地域の特徴が工業部門によっておおわれてゆき、人びとの意識が現代経済学の前提たるホモ・エコノミクスによって大部分占められるようになって、資本蓄積がバランスを保ちながら進みゆくようになることをいうのである<sup>(1)</sup>。その手がかりとして幼稚産業論が考えられるのであって、植民地化という歴史的前提出発することなく自発的に工業化を達成した多くの先進国のはあい、途上国と同列で論じることは、根本的には誤謬に陥るといえるのではないか、というのが筆者の考え方である。もとより主流派の幼稚産業論に関連した議論は、先進国の経済を暗黙裡に前提としているようにおもえるのである。途上国のはあい、いわゆる近代的部門のなかにおいては、先進国と同じような論理が妥当するものとみなされようが、経済全体をみわたすと、そのような前提が妥当しないということにもなる。それは3つの部門における各経済主体の意識構造が異なるからである。幼稚産業の対象となる新規の工業部門（一般的には輸入代替部門）はじゅうぶん近代的部門として位置づけられようが、一次產品部門は資本制のもとで経営されているとはいえ、その構造をみると、土地所有制度や主要作物プランテーションにみられる雇用労働の形態にかなり複雑性がみられ、完全に近代化されているとはややいいきれない要素を多くもっている<sup>(2)</sup>。したがっていわば準近代的部門として捉えたほうが、いっそう正確かもしれない。このことで筆者がいいたのは、一次產品部門もいちおう広義に近代的部門としてカテゴライズすべきであろう、ということである。貿易と発展との関係からみて、一次產品部門を途上国経済の中心として位置づけて、すなわちD.リカードゥ（D. Recardo）的に当初の比較優位をベースに経済開発を指向するのか、もしくは幼稚産業部門（なんらかの輸入代替部門）に傾斜的に資源配分して発展の原動力とし、そこから貿易を成長のエンジンとしてゆけるようになるのか、という二者択一問題が提示される。新古典派のはあいは前者が最も望ましいとするが、開発論においては、なんらかのかたちで工業化する方向が探求されてきた。それが当初の輸入代替工業化だったのだが、それは幼稚産業論の枠組みで捉えることがじゅうぶん可能であるということを、われわれはみたのである。さらにいうなら、新古典派のいうような一次產品部門の比較優位性は、歴史的前提出して旧宗主国による植民地化の過程で強制的しかたで形成されたのであって、いまの途上国のはうで内発的に発生してきたのではない。そのことにじゅうぶん留意すべきであろう。

最後にかなりおおきな問題として浮上してくるのが、第三の部門である共同体である。これをどのように捉えるべきかが、当面この分野の課題であるようにおもえる。これまでのところこの部門については文化人類学の対象とされることが多かったが、このところ開発人類学として捉える向きもしだいに生じつつあるようだ。ここで強調しておきたいことは、幼稚産業としての輸入代替工業部門を考えるときも、主流派の議論のなかすでにみたように、

## 幼稚産業論と開発論

一般均衡論の枠組みにおいてすら、この部門も一次產品部門のなかにすべてふくめて捉えていることである。すなわちこの部門のもつ重要性が、じゅうぶん認識されていないという批判が提示されうるのだ。筆者がこれまで探究してきたところを基礎としてあえていうなら、途上国の發展問題を考えるとき、ステイブルを中心とした一次產品部門を増強することをおして成長しようとするしかたは、交易条件問題が依然として未解決であることに鑑みて、きわめて脆弱であるということ；第2点として、工業化の達成をめざすばあい、幼稚産業論において主張されるようにかなりのコストを当初要しようとも一時的な保護をとおして比較優位産業へ転化でき、貿易が成長のエンジンとしてきちんと機能するようになれば、それこそ最も望ましいことであるけれど、じっさいはそのような過程はかなりむづかしいのであって、首尾よくその過程を経ることができたのは一部のNIEsにすぎず、むしろ上首尾に終始したところは少ないということ；工業化もしくは近代化が首尾よく運んだところはしだいにいわゆる二重構造が解消されようとしているが、そうでないところはむしろそのような構造が深化しつつあること、否そればかりか開発過程にさまざまな多国籍企業がはいり込んでいるので、ネガティヴな意味での経済の重層化がすすみ、第3の部門と近代的部門とがいよいよ隔絶してしまう嫌いがあるということ、これである。

ともあれなんらかの工業化を途上国がめざすとして、幼稚産業論の図式に則って近代化しようとすると仮定したばあい、前節で強調したようにハーシュマンの戦略論が、とくに連関効果についての論及が、おおいに参考となることをわれわれはみた。かれの着想は、「規模の経済」もしくは「規模に関する収穫通増」という新規の領域を、われわれに提示してくれるからである。ただしもともとハーシュマンがこの図式を提示した段階では、国内指向にとどまっていて、貿易戦略との関係が希薄であったことは否めない。そのところを理論面でどのように開拓するかが、この分野のひとつの論点となるのではないだろうか。

### 注

- (1) もともとホモ・エコノミクスとは、たんに経済合理的に行動する経済主体の属性を意味するのではなくて、日本の生んだ碩学上田辰之助によれば、①抽象的個人性、②営利の衝動（経済的動機によってのみ行動する）、③創意に富み生産的である、という側面をもつ。この術語をネガティヴに捉えがちなのは、①②の属性がとくに批判されるからであろう。筆者は、第3の属性の重要性をここでは強調したい（上田辰之助「ホモ・エコノミクスの再検討——一つのおぼえ書き」[上田辰之助著作集5『経済人の西・東』みすず書房、1988年所収]、97ページ参照）。
- (2) プラントーションに雇用される労働形態だけをみても多種多様である。例をあげるなら、奴隸制・多様な封建制・年季奉公人制度・長期契約に基づく移住もしくは奉公人労働・自由賃金労働などがある。Cf. Graves, A. (1987) "plantations", in Eatwell, J. et al. eds., *op. cit.*, pp. 892-895.